

本人確認書類として「マイナンバーカード」を使用する場合の留意点について

	マイナンバー通知カード	マイナンバーカード	運転免許証
身分証明書としての使用	×(不可)	○	○
写しを提出する際		表面（顔写真のある面）のみコピーの上、提出	表面と裏面の両面をコピーの上、提出
注意事項		裏面（マイナンバーが記載された面）は提出しないでください。	住所変更等の確認のため、裏面も提出してください。

※マイナンバーカード、運転免許証等と記載のある場合、本人確認書類は1種類のみで構いません（マイナンバーカードと運転免許証の2種類を提出する必要はありません）。

参考 (マイナンバーカードのイメージ)



(表)



(裏)